

第三号議案

宿日直手当の額を定める規則の一部改正について

宿日直手当の額を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月一日提出

大分県教育委員会教育長 工藤利明

宿日直手当の額を定める規則の一部を改正する規則

宿日直手当の額を定める規則（昭和三十七年大分県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「大分県立社会教育総合センター香々地青少年の家及び大分県立社会教育総合センター九重青少年の家」を「大分県立香々地青少年の家及び大分県立九重青少年の家」に改め、同項第三号中「大分県立津久見高等学校海洋科学学校」を「大分県立海洋科学高等学校」に改める。

附 則

この規則は、公布の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

提案理由

大分県立社会教育総合センターの設置及び管理に関する条例（平成二十年大分県条例第五十三号）及び大分県立学校の設置に関する条例（昭和三十九年大分県条例第五十七号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので提案する。

宿日直手当の額を定める規則（昭和三十七年大分県教育委員会規則第三号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第一条 略</p> <p>（特殊な宿日直勤務等の額）</p> <p>第二条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる宿日直勤務に係る宿日直手当の額は、勤務一回につき五千九百円とする。ただし、第一号及び第三号に掲げる宿日直勤務のうち、勤務時間が五時間未満の日直については、二千九百五十円とする。</p> <p>一 大分県立香々地青少年の家及び大分県立九重青少年の家 に勤務する職員が行う</p> <p>青少年団体等が集団宿泊訓練のため宿泊する場合における宿日直勤務</p> <p>二 大分県立国東高等学校双国校、大分県立大分雄城台高等学校、大分県立大分鶴崎高等学校、大分県立佐伯鶴城高等学校、大分県立竹田高等学校、大分県立日田高等学校及び大分県立津南高等学校に勤務する教育職員がその附属する集団宿泊研修施設において生徒の生活指導等のために行う宿直勤務</p> <p>三 大分県立海洋科学高等学校 に勤務する教育職員がその附属寄宿舍の舎監として行う宿日直勤務</p> <p>3 略</p>	<p>第一条 略</p> <p>（特殊な宿日直勤務等の額）</p> <p>第二条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる宿日直勤務に係る宿日直手当の額は、勤務一回につき五千九百円とする。ただし、第一号及び第三号に掲げる宿日直勤務のうち、勤務時間が五時間未満の日直については、二千九百五十円とする。</p> <p>一 大分県立社会教育総合センター香々地青少年の家及び大分県立社会教育総合センター九重青少年の家に勤務する職員が行う</p> <p>青少年団体等が集団宿泊訓練のため宿泊する場合における宿日直勤務</p> <p>二 大分県立国東高等学校双国校、大分県立大分雄城台高等学校、大分県立大分鶴崎高等学校、大分県立佐伯鶴城高等学校、大分県立竹田高等学校、大分県立日田高等学校及び大分県立津南高等学校に勤務する教育職員がその附属する集団宿泊研修施設において生徒の生活指導等のために行う宿直勤務</p> <p>三 大分県立津久見高等学校海洋科学学校に勤務する教育職員がその附属寄宿舍の舎監として行う宿日直勤務</p> <p>3 略</p>

宿日直手当の額を定める規則の一部改正の概要

1 改正理由

大分県立社会教育総合センターの設置及び管理に関する条例（平成 20 年大分県条例第 53 号）及び大分県立学校の設置に関する条例（昭和 39 年大分県条例第 57 号）の一部改正に伴い、規定を整備するもの

- (1) 大分県立社会教育総合センターの設置及び管理に関する条例の一部改正の概要
- ・大分県立社会教育総合センターの廃止に伴い、公の施設の名称及び位置について大分県立青少年の家の名称及び位置に改める。（平成 29 年 4 月 1 日施行）
- (2) 大分県立学校の設置に関する条例の一部改正の概要
- 津久見高等学校海洋科学学校を本校化して新たに海洋科学高等学校を設置する。
- ・学校新設：大分県立海洋科学高等学校（平成 29 年 1 月 1 日施行）
 - ・学校廃止：大分県立津久見高等学校海洋科学学校（平成 29 年 4 月 1 日施行）

2 改正内容

特殊な宿日直勤務等の額を定めた第 2 条第 2 項中「大分県立社会教育総合センター香々地青少年の家及び大分県立社会教育総合センター九重青少年の家」を「大分県立香々地青少年の家及び大分県立九重青少年の家」に、「大分県立津久見高等学校海洋科学学校」を「大分県立海洋科学高等学校」に改める。

現 行	→	改 正 案
<u>大分県立社会教育総合センター香々地青少年の家及び大分県立社会教育総合センター九重青少年の家に勤務する職員が行う青少年団体等が集団宿泊訓練のため宿泊する場合における宿日直勤務</u>	→	<u>大分県立香々地青少年の家及び大分県立九重青少年の家に勤務する職員が行う青少年団体等が集団宿泊訓練のため宿泊する場合における宿日直勤務</u>
<u>大分県立津久見高等学校海洋科学学校に勤務する教育職員がその附属寄宿舍の舎監として行う宿日直勤務</u>	→	<u>大分県立海洋科学高等学校に勤務する教育職員がその附属寄宿舍の舎監として行う宿日直勤務</u>

3 施行期日

公布の日（平成 29 年 4 月 1 日）から施行する。